

「救急医療情報共有システム」構築及び運用・保守業務 公募型プロポーザル実施要領

山形市消防本部 救急救命課

1 目的

山形市における救急出動件数は増加傾向で推移しており、救急出動の連続化が進んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、傷病者を医療機関に収容するのに時間を要する「救急搬送困難事案」の増加により、救急活動の長時間化も重なっている。自ずと救急出動後の事務作業量も増加し、救急隊員の労務負担軽減も早急に着手すべき課題である。

そこで、救急隊と医療機関がリアルタイムで情報共有でき、「現場滞在時間の短縮」「傷病者に適した医療機関への搬送」「業務効率化」に繋がるシステムを導入する。なお、山形連携中枢都市圏における事業であり、複数の消防本部で連携運用するものである。

本要領は、公募型プロポーザル方式により上記業務を委託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 提案を募集する業務の概要

(1) 業務名

「救急医療情報共有システム」構築及び運用・保守業務

(2) 業務内容

現状の救急業務フローを見直し、救急隊と医療機関で情報をリアルタイムで共有でき、救急業務を一括管理できるシステムを導入するもの。なお、6ヵ月間の実証実験と契約期間内のシステム運用・保守を含むものとする。

(3) 業務委託期間等

- ① システム構築期間：契約締結の日から令和6年 7月 5日まで
- ② 実証実験期間：システム導入から令和6年12月31日まで（予定）
- ③ システム運用・保守期間：システム導入から令和9年 3月31日まで

(4) 提案上限額

上限金額は21,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(5) 支払方法

- ① システム構築：完了払いとし、請求があった翌月に支払うものとする。
- ② システム運用・保守：契約期間内に掛かる費用を一括して令和6年度中に支払うものとする。

3 スケジュール

No.	項目	日程
1	公募開始・資料等の公開・質問の受付開始	令和6年4月16日（火）

2	実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限	令和6年4月19日(金)
3	質問に対する回答	令和6年4月22日(月)
4	参加申込受付期限 及び参加要件適格確認結果の通知	令和6年5月7日(火)
5	企画提案書の提出期限	令和6年5月7日(火)
6	事前審査	企画提案書等の受付から 令和6年5月10日(金)
7	プレゼンテーション審査会	令和6年5月13日(月)
8	審査結果の通知	令和6年5月15日(水)
9	契約締結	令和6年5月中旬

4 応募書類等の配布方法

山形市公式ホームページからダウンロードするか、電子メールで事務局に請求すること。

山形市公式ホームページ	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html
【事務局】 山形市消防本部 救急救命課	shobo-kyumei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

5 実施要領及び仕様書等に関する質問方法

本要領及び仕様書に関する質問がある場合は、以下のとおり質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価方法や他の参加者に関する質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和6年4月16日(火)から令和6年4月19日(金) 17時まで

(2) 質問方法

質問書(様式8)に記載の上、事務局あて電子メールで提出すること。

(3) 回答日時

令和6年4月22日(月)

(4) 回答方法

山形市公式ホームページで公開する。

6 参加申込及び参加要件適格確認方法

(1) 申込期間

令和6年4月16日(火)から令和6年5月7日(火) 17時まで

(2) 申込方法

申込書類を事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式第1号)

- ② 誓約書 (様式第2号)
- ③ 秘密保持誓約書 (様式第3号)
- ④ 事業者概要調書 (様式第4号)
- ⑤ 業務(導入)実績調書(様式第5号)
- ⑥ 業務実施体制とプロジェクトマネージャ要件を満たすことを証明できる書類の写し
- ⑦ 情報セキュリティ管理体制についての保有資格の写し

※ 山形市内に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税に未納がないことを証明できる書類等の写し

(4) 提出先

〒990-0041

山形市緑町四丁目15番7号 山形市消防本部 救急救命課

(5) 参加要件適格確認

上記6(3)で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対し、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、同通知により不適格である旨を通知し、プロポーザルへの参加を認めない。

7 企画提案書等の提出方法

6(5)で参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月7日(火) 17時まで

(2) 提出方法

提出書類を事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書の表紙 (様式第6号)

② 企画書 (任意様式)

用紙の大きさはA4判とする。各ページにはページ番号を付すること。

③ 見積書 (様式第7号)

見積金額の内訳が具体的に分かるように別紙(任意様式)を作成し、システム構築、運用・保守それぞれ分けて作成すること。

(4) 提出先

〒990-0041

山形市緑町四丁目15番7号 山形市消防本部 救急救命課

(5) 提出部数

15部

8 審査及び評価の方法

(1) 審査委員会の設置

- ① 本業務の履行に最も適した事業者を公正に選定するため、審査委員会を設置し、提出のあった企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの内容を評価し、受託候補者を選定する。
- ② 企画提案書等の事前審査の委員は、次のとおりとする。

No.	事前審査委員の要件	審査委員
1	山形市	山形市企画調整部長
2		山形市立病院済生館事務局長
3		山形市消防長
4		山形市消防本部救急救命課長
5	山形連携中枢都市圏を管轄する消防本部	上山市消防長
6		天童市消防長
7		西村山広域行政事務組合消防本部消防長
8		村山市消防長
9		東根市消防長
10		尾花沢市消防長

- ③ プレゼンテーション審査の委員は、次のとおりとする。

No.	プレゼンテーション審査委員の要件	審査委員
1	山形市	山形市企画調整部長
2		山形市立病院済生館事務局長
3		山形市消防長
4		山形市消防本部救急救命課長
No.	オブザーバー	委員
1	外部有識者 2名	村山地域の救急医療体制に精通する医師
2		

(2) 企画提案書等の事前審査

- ① 事前審査は、8(1)②で定める審査委員が行う。
- ② 7(3)で提出のあった企画提案書等について、別表（審査票）の審査項目に基づき採点し、各審査委員の評価点の合計が配点合計の6割以上となった場合に限り、事前審査通過提案として選定する。
- ③ 事前審査通過提案数は、最大で事前審査の合計点上位3者を限度とする。
- ④ 事前審査の結果は、提案者に対し速やかに文書等で通知する。

(3) プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施

8(2)の事前審査通過提案の企画提案書等に係るプレゼンテーション審査及びヒアリングを以下のとおり実施する。

- ① 日時
令和6年5月13日（月）13時45分から
- ② プレゼンテーション要領
ア 参加申込書の受付順にプレゼンテーションを行う。

- イ 参加人数は3名までとし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ウ 持ち時間は40分以内とする（説明30分程度、質疑応答10分以内）。
- エ 説明に際し、システムのデモンストレーションを用いることができる。
- オ 説明に際し、事務局が準備するプロジェクターを使用することができる。
- カ 説明は提出した企画提案書等に沿った内容とし、別表（審査表）の項目を網羅すること。
- キ 持ち時間内であれば、追加資料による説明を認める。
- ク 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

③ 審査方法

- ア 8(1)③に定める審査委員が別表（審査表）に基づき評価、採点を行い、審査委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案をした者を受託候補者として選定する。
- イ 合計点が同点の場合、多数の審査委員が最も高い点数を付けた提案をした者を受託候補者として選定する。
- ウ 企画提案をする者が1者のみであった場合でも審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計が配点合計の6割以上となった場合に限り、受託候補者として選定する。
- エ 審査は非公表とし、評価結果について異議を申し立てることはできない。

④ 審査結果の通知方法

- 審査の結果は提案者全員に対し文書により通知し、次の事項を山形市公式ホームページで公開する。
- ア 受託候補者名
- イ 審査結果

9 契約に関する基本事項

- (1) 受託候補者に選定された者と山形市が協議を行い合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。契約に当たっては、提案された内容を基本とし、仕様書で示した業務内容を遵守すること。
- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合、または協議が整わなかった場合はその協議を取り消し、次点となった事業者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約締結に係る費用は、受託候補者の負担とする。
- (4) 契約保証金は徴しない。

10 その他留意事項

- (1) 失格または無効
 - 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ① 誓約書及び秘密保持誓約書の記載事項に違反があった場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 提案価格が事業費の上限額を越えている場合

(2) 辞退

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式第 10 号）を事務局あて提出すること。なお、辞退書提出後の参加は認めない。

(3) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。

(4) 企画提案書及びプレゼンテーション用資料には、提案事業者が特定できる名称やロゴ等の使用を禁止する。なお、複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 本プロポーザルに係る提出資料については、全て押印不要とする。

(6) 契約締結後であっても、契約締結事業者が本件事業を含む全ての事業において、談合やその他の不正行為に関わった事実が発覚した場合は契約を解除する可能性がある。

(7) 本プロポーザルに係る説明会は開催しない。

11 事務局

山形市消防本部 救急救命課

担 当：計画推進係 尾形

住 所：〒990-0041 山形市緑町四丁目15番7号

電 話：023-634-1193（直通）

メール：shobo-kyumei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別表（審査表）

No.	審査項目		評価の視点	配点
1	業務実施体制	業務実績	本業務と同等の業務実績	(5)
		業務実施体制	本業務を遂行するにあたり、十分な作業実施体制が確立されているか	(5)
		業務実施計画	本業務を遂行するにあたり、適切かつ効率的な実施計画となっているか	(5)
2	企画提案の内容	システムの整備内容	仕様書の内容を理解した上で、どのように再現できるか	(10)
			システムは機能性・操作性に優れ、使用者の負担軽減ができていますか	(10)
			事業の趣旨を理解し、効果を高める取組提案があるか	(10)
			システムの独自性・セールスポイント	(5)
		運用・保守	他地域での実証実験で蓄積したノウハウを基に、的確なアドバイスと報告書の取りまとめができるか	(5)
			提案上限額の範囲内において使用者の意図に沿ったカスタマイズが可能か 今後のシステムバージョンアップ（機能強化）の内容と見通し	(15)
3	価格評価	システム構築費用 運用・保守費用	経費の内訳が明確であり、妥当な金額になっているか	(5)
		契約更新の費用	参考見積（システム運用・保守費用の年額）	(10)
		合計		(100)